

夜間診療 午後6時～10時

市内の医療機関が交代で行っています。

●案内専用電話(☎33・2581)

- 市消防本部(☎32・0119)
- 市役所当直室(☎32・2111)



休日診療 午前9時～午後6時

※受診前に必ず医療機関へ電話してください。

月 日	実施医療機関	住 所	電 話
5月 5日(日)	金磯病院	金磯町	33・1211
5月 6日(休)	江藤病院	大林町	37・1559
5月12日(日)	碩心館病院	江田町	32・3555
5月19日(日)	徳島ロイヤル病院	中田町	32・8833
5月26日(日)	金磯病院	金磯町	33・1211
6月 2日(日)	江藤病院	大林町	37・1559

- ※休日・夜間診療は徳島新聞にも掲載されています。
- ※実施医療機関の都合により変更となることがあります。
- ※詳しくは市保健センター(☎32・3551)まで

6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員法が施行された日である6月1日に合わせて、人権相談を実施します。お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

■日時 6月4日(火) ※6月1日が休日のため
午後1時～4時

■場所 市役所4階小会議室

■問 市人権推進課 ☎32・2122 / FAX 33・3525
✉jinkensuishin@city.komatsushima.i-tokushima.jp



定期的に行われている主な無料相談

◎印の実施日が祝日のときは、休みとなります。

名 称	実施日	時 間	会 場	問合せ先
行政相談	5月27日	9:30～12:00	あいさい広場 フードコート	秘書広報課 ☎32-3812
人権相談	5月13日 6月 4日	13:00～16:00	市役所4階 小会議室	人権推進課 ☎32-2122
もの忘れ相談	5月21日	13:30～16:00	市総合福祉 センター	☎33-4040
耐震診断 耐震改修	◎ 毎週月～ 金曜日	8:30～17:15	市住宅課 (市役所2階)	住 宅 課 ☎32-2120
心配ごと相談	◎ 毎月第1・ 第3火曜日	10:00～15:00	市総合 福祉センター	☎33-2255
家庭児童相談 ひとり親家庭相談	◎ 毎週月～ 金曜日	8:30～17:15	市児童福祉課 (市役所1階)	☎32-2114
消費生活相談	◎ 毎週月～ 金曜日	9:00～16:00	消費生活 センター	☎38-6880
読書相談	図書館 開館日	9:30～18:00	市立図書館	☎32-1100
無料法律相談	詳しくは、市総務課へご確認ください。			☎32-2123

	実施日	時 間	業務内容	場 所
休日納税 窓口	5月26日	8:30～17:15	市税・保険料の 納付、納税相談	税 務 課 ☎32-3928

	実施日	時 間	業務内容	場 所
休日交付 窓口	5月26日	8:30～17:15	住民票・戸籍・ 印鑑登録等各種 証明書の発行お よびマイナンバー カードの交付	戸籍住民課 ☎32-2112

小松島市の木質素材応援コーナー

木づかいコラム

エリートツリーで花粉対策



もはや国民病と言われる花粉症、主犯と言われるスギ花粉の対策として昨年5月に政府はスギ人工林の伐採促進と花粉の少ないスギ等へ植え替える政策を掲げました。じつはこの政策、昔からの林業政策が基礎となっています。昭和29年に林業の生産性向上のため「精英樹選抜育種事業」が始まりました。まず従来の植林地から特に成長の良い「精英樹」を選び、それらを人工交配させさらに優れた特性を持つ「エリートツリー」を生み出しました。エリートツリーのうち、成長が良く材質も優れ花粉の少ないものを「特定母樹」として増殖を促進する法律も平成25年に作られています。長い年月をかけて植林と調査を繰り返し磨き上げた技術があればこそ、花粉の少ないスギ等の増産が可能となったのです。

問＝お問い合わせ先

防災行政無線の定期訓練放送と全国瞬時警報システム(Jアラート)についてのお知らせ



●定期訓練放送(津波警報)

5月19日(日) 正午(午後0時)ごろ

※サイレン吹鳴を伴います
【サイレン5秒吹鳴 6秒休止】×5回
+音声メッセージ

●全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉情報伝達試験

5月22日(水) 午前11時ごろ

※毎月第4水曜日の午後4時15分ごろより実施している、Jアラートの定期試験放送について、全国一斉情報伝達試験と試験日が同日であり、放送内容も同一のものであるため、5月は中止とさせていただきます。
※気象状況などによっては、放送を中止する場合があります。

■問 市危機管理政策課(市役所4階)

☎32・2227 / FAX 32・3522

放送内容は、☎35・4000または市ホームページでもご確認ください。

